

# 昭和公園陸上競技場の利用方法

## 1 利用期間及び時間

### (1) 利用期間

\* 1月4日から12月28日までです。

ただし、グラウンド状態によっては臨時に利用を休止することがあります。

また、インフィールド（人工芝）は全天候型ですが、悪天候（台風、強風、雷、雪等）や光化学スモック注意報発令により、利用できない場合もあります。

### (2) 利用時間

\* 午前8時45分から午後4時45分までです。

利用時間には、準備及び片付けの時間が含まれています。時間内に全て終了するようにしてください。

利用後は、カギを総合スポーツセンター受付に返却してください。

### (3) 利用区分

利用時間の単位は、下記のとおりとします。

\* ① 2時間 ② 半日 ③ 1日

## 2 予約方法

### (1) 利用登録

昭和公園陸上競技場を予約する場合は、公共施設予約システムの利用か窓口申請となります。公共施設予約システムの利用にあたっては、事前に登録が必要になります。

登録に必要な人数は、11人以上とします。また登録には、20歳以上の責任者が必要です。有効期間は、登録日より2年間です。期限が過ぎると無効ですので、総合スポーツセンターで更新手続きを行ってください。

### (2) 利用申込

\* 陸上競技場全面を使用する場合

#### ① 窓口申込

利用日の4ヶ月前の月の1日～利用日

\* 球技等でインフィールド（人工芝）を利用する場合

#### ① 抽選申込

抽選申込：2か月前の1日～10日

抽選結果：2か月前の11日

確認期間：2か月前の11日～20日

予約決定：2か月前の21日

#### ② 予約申込

1か月前の1日～利用日の1週間前

#### ③ 窓口申込

利用日の6日前～利用日

### (3) 予約回数

日曜日・祝日：月1回

土曜日：月1回

平日：月4回

※ただし、利用日の6日前からは規定回数以上の予約可。

### 3 使用料

\*陸上競技場全体を利用する場合

単位：円

	区 分	2時間	半 日	一 日
使 用 料	市内団体	7, 5 0 0	1 2, 5 0 0	2 5, 0 0 0
	市外団体	1 5, 0 0 0	2 5, 0 0 0	5 0, 0 0 0

\*サッカーその他の球技で利用する場合

単位：円

	区 分	2時間	半 日	一 日
使 用 料	市内団体	2, 5 0 0	5, 0 0 0	1 0, 0 0 0
	市外団体	5, 0 0 0	1 0, 0 0 0	2 0, 0 0 0

※球技で半面を利用する場合は、それぞれの使用料の2分の1の額とします。

### 4 用具の使用

- (1) 用具やラインカー等については、利用後は必ず所定の場所に返却してください。
- (2) 利用終了後は、必ずグラウンド（人工芝以外）の整備を行なってください。
- (3) 設備利用終了後は、必ずカギを締めて総合スポーツセンター受付へ返却してください。

### 5 使用の中止及び取消し

- (1) 悪天候等により、利用できない恐れのある場合は、昭島市総合スポーツセンターに確認してください。
- (2) インフィールド（人工芝）は、全天候型ですが、悪天候（台風、強風、雷、雪等）や光化学スモック注意報発令により、利用できない場合もあります。
- (3) 前日までの悪天候等の影響で、利用するとグラウンドコンディションが悪化する恐れのある場合は、利用を中止してください。なお、判断がつかない場合は総合スポーツセンターに問い合わせをしてください。
- (4) 悪天候等により利用することができなくなった場合は、次のとおり使用料を還付します。

① 利用開始前の場合	全額
② 利用時間の2分の1を経過しない場合	半額
- (5) 悪天候等によるグラウンドコンディション不良のため利用することができなかった場合は、1週間以内に、昭島市総合スポーツセンターに連絡してください。
- (6) 悪天候等による中止、グラウンドコンディション不良による中止以外の利用日の変更については認められません。

### 6 登録の取消し及び停止

次のような場合、利用を停止または、以後の利用を認めないことがあります。

- ① 利用方法や注意事項等に反したり、義務を履行しなかったとき。
- ② 予約時の利用目的と実際の利用目的が著しく異なるとき。
- ③ その他、教育委員会が不相当と認めるとき。

### 7 利用中の事故及び施設のき損等

- (1) 利用期間中、利用者の責任において発生した事故については、教育委員会は一切の責任を負いません。
- (2) 利用者が、施設及び附属設備（用具）等をき損又は滅失したときは、教育委員会の定める損害額を負担していただくことがあります。

#### 8 利用権の譲渡等の禁止

- (1) 利用の許可を受けた方が、その利用の権利を第三者に譲渡しないでください。
- (2) 利用者は施設のカギ、または附属設備にあるカギを複製しないでください。

#### 9 その他注意事項

- (1) 許可された場所以外に立ち入らないでください。
- (2) 陸上競技場及び昭和公園内ならびに立体駐車場は全面禁煙となっております。喫煙につきましては、所定の喫煙所をお願いします。
- (3) 陸上競技場利用の場合は立体駐車場をご利用ください。なお、立体駐車場は駐車台数に限りがある為、車での来場はなるべく同乗での来場をお願いいたします。また、バイク・自転車については指示された場所以外に駐輪しないようにしてください。なお駐車場で起きた事故、盗難等については、教育委員会は一切の責任を負いません。
- (4) 施設内で起きた事故、盗難等については、教育委員会は一切の責任を負いません。
- (5) 別紙、利用における注意事項を必ずお読みください。

#### **【問合せ先】**

昭島市総合スポーツセンター      042-544-4151